

石川県公報

令和4年3月9日(水曜日)

号 外

(第18号)

目 次

- 人事委員会
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を
改正する規則 1

人事委員会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月九日

石川県人事委員会

石川県人事委員会規則第四号

- 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則
一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
- 第五十二条第二項中「職員の給料の調整額」を「別表第九に掲げる職員の給料の調整額」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。
- 3 第一項に規定する職のほか、次に掲げる職員の占める職については、給料の調整を行う。
- 一 中央病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他人事委員会が定める職員
- 二 泉こども園に勤務する職員
- 4 前項に規定する職員の給料の調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(再任用短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第二条第二項第二号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に同条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第二項第三号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 再任用職員以外の職員 二十二百八十円
- ロ 再任用職員 二千六百十円
- 二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 再任用職員以外の職員 六千四百三十円
- ロ 再任用職員 七千三百五十円
- 5 第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額の合計額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和四年二月一日から適用する。
- 2 改正後の規則第五十二条第三項の規定により給料の調整額の支給を受ける職員(同項第一号に掲げる職員に限る。)は、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)第四条第一項第一号に規定する給料の調整額の支給を受ける者に含まれないものとする。

